

※ 預金規定等の改定のお知らせ ※

当社では、平成 26 年 4 月 14 日以降、新規定によりお取り扱いさせていただきます。
 なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。
 この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

※平成 25 年 4 月 1 日に「犯罪収益移転防止に関する法律」が改正・施行されたことを踏まえ、下記規定を一部改定させていただきます。

株式会社 リそな銀行

【対象となる規定】

<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金規定 ・総合口座取引規定 ・期日指定定期預金規定(自動継続) ・期日指定定期預金規定 ・自由金利型定期預金(M型)規定(自動継続) ・自由金利型定期預金(M型)規定 ・満期選択型定期預金規定(自動継続) ・満期選択型定期預金規定 ・自由金利型定期預金規定(自動継続) ・自由金利型定期預金規定 ・積立式定期預金規定 ・通知預金規定(通帳口/証書口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税準備預金規定 ・外貨普通預金規定 ・外貨定期預金(先物為替予約付)規定(通帳制) ・外貨定期預金(先物為替予約付)規定(証書制) ・外貨定期預金規定(自動継続)<<通帳制/証書制>> ・外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)<<通帳制/証書制>> ・当座勘定規定(一般当座用/個人当座用/専用約束手形口用) ・貸金庫規定(一般/カード方式/生体認証方式) ・自動貸金庫規定(30 kg以下/40 kg以下) ・保護預り(セーフティケース・アタッシュ型)規定 ・財形預金規定
--	--

【改定内容】

●改定内容(例) <普通預金規定>

次の条項の下線部を追加します。

※普通預金規定以外の規定に関しても、下記「普通預金規定」の改定と同様の改定を行います。

改定前	改定後
<p>7. (届出事項の変更・通帳の再発行) (1)～(4) (省略) 変更なし</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>11. (解約等) (1)(省略) 変更なし (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① ～ ③ (省略) 変更なし</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(3)(省略) 変更なし (4)(省略) 変更なし (5)(省略) 変更なし</p>	<p>7. (届出事項の変更・通帳の再発行) (1)～(4) (省略) 変更なし <u>(5) 預金口座の開設等の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。</u></p> <p>11. (解約等) (1)(省略) 変更なし (2) 同 左</p> <p>① ～ ③ (省略) 変更なし <u>④ 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽であることが判明した場合</u> <u>⑤ 上記①～④に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p>(3)(省略) 変更なし (4)(省略) 変更なし (5)(省略) 変更なし</p>